

函館市社会福祉施設整備等審査会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉施設整備等に係る補助対象事業の選定および社会福祉法人の認可に当たって適正かつ公平な審査を行うため、函館市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 国，北海道および市の補助金の対象とすべき事業の選定に関すること。
- (2) 社会福祉法人の設立，定款変更（軽微なものを除く），解散および合併の認可に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか，市長が必要と認めること。

(審査の方式)

第3条 審査会の審査は，会議により行うものとする。ただし，次に掲げる事業については，書面の合議により行うことができる。

- (1) 市が選定した事業者による事業
- (2) 前年度からの継続事業
- (3) 既存施設におけるスプリンクラー等設備整備事業
- (4) 既存施設における防犯対策の強化に係る整備事業

2 審査会は，次に掲げる事項を基準として審査を行うものとする。

- (1) 関係法令および厚生労働省通知等
- (2) 別に定める社会福祉法人等審査基準
- (3) 各種計画等に基づく施設整備計画
- (4) 整備対象となる施設の地域的配置の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか，参考となる事項

(組織)

第4条 審査会は，別表に掲げる委員をもって組織する。ただし，必要に応じて，学識経験者などの識見を有する外部の者を委員に加えることができる。

2 審査会に会長を置く。

3 会長は、保健福祉部および子ども未来部担当の副市長をもって充てる。

(会長の職務)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委員の指名する者が代わりに出席することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。ただし、第2条に規定する所掌事務のうち、同条第1号の所掌事務に関して審査会に付す案件が子ども未来部の所管する施設の選定のみの場合、子ども未来部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

別表

副市長（保健福祉部および子ども未来部担当），企画部長，財務部長，保健福祉部長，子ども未来部長，都市建設部長，保健所長